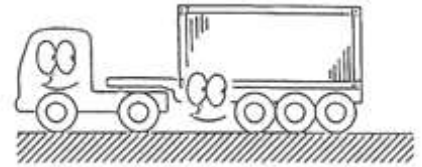


海上コンテナ用セミトレーラによるコンテナ輸送について

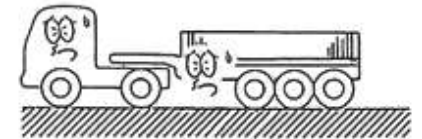
1. 積載可能なコンテナ

- 1) ISO（国際標準化機構）規格の寸法、強度要件を満足したコンテナ
 - ・ 現行の海上コンテナ用セミトレーラは、ISO 規格のコンテナを積載することで、強度が保証されています。
 - ・ ISO 規格で、コンテナ自体で積載荷重に耐えることが要求されており、またコンテナ荷重（積載時）のトレーラへの荷重伝達面の位置、面積も規定されています。
- 2) 日本貨物鉄道輸送用私有コンテナ構造等基準を満足したコンテナ



2. 積載する不適切なコンテナ

- 1) ISO 規格を満足していないコンテナ等
 - ・ ISO 規格を満足していないコンテナ又は、ISO 規格コンテナを改造したコンテナ（例えば通称ハーフカットコンテナ等）に荷物をフル積載（コンテナ自重+積載量=コンテナ用セミトレーラの最大積載量）し、運行を続けられますと、トレーラに変形、亀裂等有害な損傷が生じる恐れがあります。



3. 国際海上コンテナと国内貨物コンテナの連結時車両総重量の最高限度について

実運行時の連結時車両総重量の最高限度が国交省の車両制限令により定められており、国際海上コンテナ及び国内貨物コンテナは、それぞれ、以下のように運行条件が定められています。

- 1) 国際海上コンテナ（輸出入貨物を収納しているコンテナで、国内で貨物の積替えを行わず、輸出入時の状態のまま輸送されるコンテナ）を海上コンテナ用セミトレーラに積載して運行する場合は、道路管理者の特殊車両通行許可により、一般的には **B条件** で運行することができます。
 - ・ 運行経路により変わることがあります。
 - ・ 海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式に適合する必要があります。
- 2) 国内貨物コンテナを積載して運行する場合は、道路管理者の特殊車両通行許可により、連結車両総重量 44 トンを上限として、必要な条件が付され、**A条件**～**D条件** で運行することができます。
 - ・ 国内貨物の場合は、分割可能物を積載する特殊車両（特例 8 車種）のコンテナ型が適用されます。